

「多摩市こども誰でも通園事業」の実施について (報告)

1. 事業の趣旨

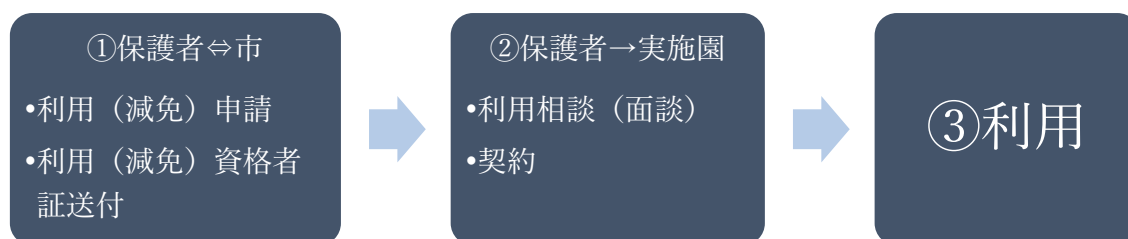
多摩市こども誰でも通園事業は、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化のため、保育の必要性の事由の有無に関わらず市内幼児教育・保育施設において一定時間の通園を受け入れる事業です。また、東京都の事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を同時に行う事で、健やかな成長を図る事に加え、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図る事を事業の趣旨・目的としています。令和6年度については、4月1日から利用資格認定の申請を受け付けており、5月以降施設利用を開始する予定です。

2. 事業の概要

利用条件	以下の条件を全て満たす方が対象です。 ➤ 市内在住である児童 ➤ 0歳6カ月～満3歳未満の児童 市内幼稚園、認可保育所等、東京都認証保育所、企業主導型保育所、その他定期的な預かりを行う認可外保育所等の在籍や、多摩市定期利用保育の利用が無い児童
利用上限時間	平日1日8時間、月160時間 (利用時間帯は施設により異なります。)
令和6年度実施園 【定員】	保育園 (令和6年5月受入れ開始時点) ➤ あおぞら保育園 (社会福祉法人 こぼと会) 【0歳3人 1.2歳6人】 ➤ あすのき保育園 (社会福祉法人 至愛協会) 【在園児定員の未充足人数】 (通常保育の空き枠を活用するため、年度内に同法人内で実施園の変更の可能性があります。) 幼稚園 ➤ 緑ヶ丘幼稚園 (学校法人有馬学園) 【12人】 1歳半から満3歳未満利用可

	▶ 富士ヶ丘幼稚園【6人】 満2歳から満3歳未満利用可	
利用料金	275円/時間（給食・弁当等の食費含む）	
利用者負担軽減	①生活保護世帯	3,000円/日
	②非課税世帯	2,400円/日
	③年収360万円未満相当世帯 （市民税所得割額77,101円未満世帯）	2,100円/日
利用者負担軽減	対象児童が生計を同一にするきょうだいの中で第2子以降	44,000円/月

3. 利用の流れ



- ①利用を希望する児童の保護者は市に対し、当事業利用の資格申請の為、「多摩市こども誰でも通園事業利用申請書」を提出します。また、利用料減免の要件に該当する保護者からは「多摩市こども誰でも通園事業利用料保護者負担額減免申請書」の申請を受け付けます。市は、利用資格や利用料減免資格を確認した保護者に対し「多摩市こども誰でも通園事業利用資格認定証」「多摩市こども誰でも通園事業利用料減免資格認定証」を送付します。
※各資格が確認できない保護者については不承認通知書を送付します。
- ② ①により資格認定を受けた保護者は、実施園に直接利用の相談を行い、面談の日程を調整し、面談を行ったのち利用契約を行います。
- ③利用契約に基づき通園を開始します。なお通園の日数や時間については、実施園が決定し受入れを行います。

4. 要支援児童の利用について

- ① 子ども家庭支援センター、健康センター等が支援に関わっており、こども誰でも通園制度を利用した方がよいと判断される世帯については、「こども誰でも通園制度の認定の有無」や「要支援家庭等の受入れ補助」の対象となるかどうか、子ども・若者政策課に確認します。
- ② 子ども・若者政策課は子ども家庭支援センター、健康センター等へ、「こども誰でも通園制度の認定の有無」や「要支援家庭等の受入れ補助」の対象となるかどうかを回答します。
- ③ 子ども家庭支援センター、健康センター等は、要支援家庭に対し、認定申請の支援（認定がない場合）や利用契約等の支援を実施します。（その際に要支援児童や家庭の状況を、

こども誰でも通園制度実施施設に対し情報共有します。)(情報共有は原則本人の了解のうえ行います。もしくは要保護児童対策地域協議会による)

- ④ こども誰でも通園事業実施園は、要支援児童の受入れを実施市に対する運営費の請求の際に、「要支援家庭等の受入れ補助」を請求します。
- ⑤ こども誰でも通園事業実施園は、必要に応じ、要支援児童の日ごろの受入れの様子等を子ども家庭支援センターや健康センター等に報告するとともに、必要に応じて子ども家庭支援センターが招集する要支援家庭に対する支援会議に出席します。
- ⑥ 子ども・若者政策課は要保護児童対策地域協議会等にて、情報を共有するとともに、関係機関との連携を図り、支援を継続します。

5. 現在の申請状況

令和 6 年 4 月 1 9 日(金)時点での利用資格申請数は 6 4 件。

このうち、申請時のアンケート結果では、約 4 割強が幼稚園の利用、約 3 割が保育園の利用、約 3 割弱が幼稚園・保育園両方の利用を希望されています。

また、約 6 割が専業主婦(夫)家庭、約 3 割が育児休業取得中の家庭との回答でした。

6. 当事業の今後の予定

当事業は令和 7 年度に法律上制度化され、実施自治体における、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられます。また、令和 8 年度には法律に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」が創設され、全自治体に展開される予定です。¹

多摩市ではこれらの状況と併せ、市内子育て家庭を積極的に支援するため、国の制度と合わせて都制度を活用し、先行実施しています。

今後の試行を経て、さらにサービスを拡充していく予定です。

¹ 令和 8 年度から 内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3 時間以上であって 内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠 の範囲内で利用可能枠を設定することとする経過措置を設ける。(令和 8 ・ 9 年度の 2 年間の経過措置)